インボイス制度
－オンライン説明会－

～　テーマ別編その１　～

「インボイスの記載方法の具体例と端数処理の留意点」

国税庁軽減税率・インボイス制度対応室

インボイス制度　－オンライン説明会－

テーマ

「インボイスの記載方法の具体例と端数処理の留意点」

こんな疑問をお持ちの方へ

- 今発行している書類、全部インボイス対応しなきゃいけないのかな…
- 納品書（請求書）や手書きの領収書をインボイス対応する場合、具体的にどうすればいいのかな…
- 納品書と請求書を合わせてインボイス対応する場合、消費税額等の端数処理はどう考えればいいのかな…

国税庁軽減税率・インボイス制度対応室

本日の説明項目…

この資料では、以下の名称を使用しています

・ インボイス ： 適格請求書
・ インボイス制度 ： 適格請求書等保存方式
・ インボイス発行事業者 ： 適格請求書発行事業者

○ インボイスの記載事項

○ 手書請求書・手書領収書の具体例

○ 複数の書類による対応

○ 端数処理の基本ルール

○ 対応書類別の具体例と端数処理

・ 納品書や請求書、納品書と請求書を合わせてインボイスとする場合の具体例と端数処理の考え方

○ 税抜・税込が混在する場合の端数処理

○ 写しの保存（よくある質問）

※ インボイスQ&A…「消費税の仕入税額控除制度における適格請求書等保存方式に関するQ&A（平成30年６月）（令和４年11月改訂）」

○　インボイスの記載事項

○　様式は、法令又は通達等で定められておらず、必要な事項が記載されたものであれば、名称を問わず、また、手書きであっても、インボイスに該当。

○　下線の項目が、現行の区分記載請求書の記載事項に追加される事項。

【例】

請求書

㈱○○御中　⑥

△△商事㈱
登録番号　T012345…　①

11月分　131,200円

××年11月30日

日付	品名	金額
11/1	魚　＊	5,000円
11/1	豚肉　＊	10,000円
11/2	タオルセット	2,000円
	…	

合計　120,000円　消費税 11,200円

８％対象	40,000円	消費税	3,200円
１０％対象	80,000円	消費税	8,000円

＊ 軽減税率対象

①　インボイス発行事業者の氏名又は名称及び登録番号
②　取引年月日
③　取引内容（軽減税率の対象品目である旨）
④　税率ごとに区分して合計した対価の額（税抜き又は税込み）及び適用税率
⑤　税率ごとに区分した消費税額等※
⑥　書類の交付を受ける事業者の氏名又は名称

※　⑤の「税率ごとに区分した消費税額等」の端数処理は、一のインボイスにつき、税率ごとに１回ずつ。

○　手書請求書の具体例

【例】

請　求　書

霞が関 ㈱　　様

下記のとおり御請求申し上げます

〇〇 年〇 月〇 日

㈱ＤＥＦストア
TEL　03-XXXX-XXXX
登録番号　T123‥‥

税込合計金額 １３１，２００ 円

※は軽減税率対象

月	日	品名	数量	単価	金額							備考
4	1	魚	20	250				5	0	0	0	※
4	1	豚肉	10	1000			1	0	0	0	0	※
4	2	タオル セット	1	2000				2	0	0	0	
		⋮										
合　計			税率	10 %			8	0	0	0	0	
					税			8	0	0	0	
			税率	8 %			4	0	0	0	0	
					税			3	2	0	0	

・ 書類の作成者の記載は、屋号でも可（交付する事業者が特定できる場合に限る）

・ 登録番号は、令和５年９月30日以前に交付する請求書において記載することも可能

「軽減税率の対象である旨」については、品目ごとに適用税率を記載することで示すことも可能

金額	税率	備考
５０００	8	
１００００	8	
２０００	10	

対価の額・消費税額等は、税率ごとに区分して記載（消費税額等の端数処理は一請求書当たり税率ごとにそれぞれ１回）

○　手書領収書の具体例

【例】

領　収　証　　No.

○川 △男　　様

32, 700　　円

但　飲食料品（軽減対象）・日用品代金
（●年●月●日取引分）として

●年　●月　●日　上記正に領収いたしました

収入印紙

＜金額（税抜・税込）＞

8%	16, 200円
10%	16, 500円

＜消費税額等＞

8%	1, 200円
10%	1, 500円

東京都千代田区霞が関○－○－○
甲商店

登録番号　T123・・・・

宛名は、不特定多数の者を相手とする事業の場合、省略可

但書きは、
・ 標準税率対象、軽減税率対象、非課税等に区分ができる程度の記載が必要。
（「お品代として」は不可）
・ また、「軽減税率の対象である旨」も記載が必要
※ レシート（明細書）の添付に代えることも可能

対価の額・消費税額等は、税率ごとに区分して記載

書類の作成者の記載は、屋号でも可（交付する事業者が特定できる場合に限る）

登録番号の記載
※ 令和５年９月30日以前に交付する請求書において記載することも可能

○　複数の書類による対応

○　インボイスとは、一定の事項が記載された請求書、納品書等これらに類するものをいいますが、一の書類のみで全ての記載事項を満たす必要はありません。

○　例えば、請求書と納品書など、相互の関連が明確な複数の書類全体で記載事項を満たしていれば、これら複数の書類を合わせて一のインボイスとすることが可能です。

【例：請求書と納品書で記載事項を満たす場合】

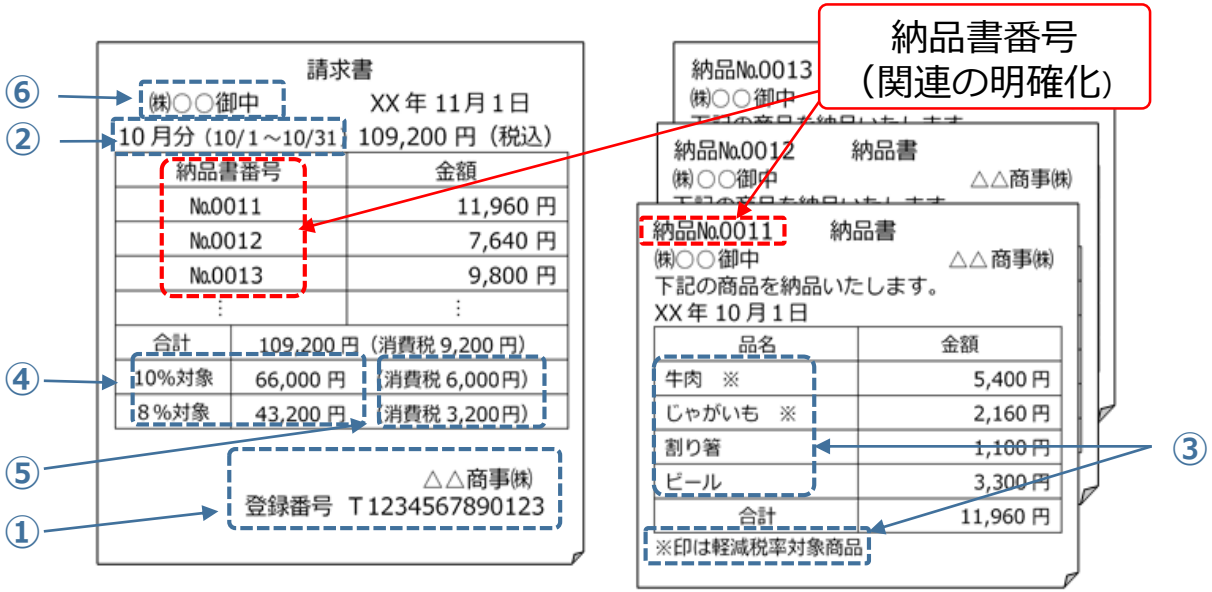

記載事項

① インボイス発行事業者の氏名又は名称及び登録番号
② 取引年月日
③ 取引内容（軽減税率の対象品目である旨）
④ 税率ごとに区分して合計した対価の額（税抜き又は税込み）及び適用税率
⑤ 税率ごとに区分した消費税額等
⑥ 書類の交付を受ける事業者の氏名又は名称

○　端数処理の基本ルール

○　インボイス制度においては、インボイスに記載すべき「消費税額等」の計算方法が定められており、取引に係る税抜価額又は税込価額を**税率ごとに区分して合計した金額**に対して、10%又は８%（税込の場合は10/110又は８/108）を乗じて得た金額に対して端数処理を行い「消費税額等」を算出します。

○　したがって、インボイスの記載事項である「税率ごとに区分した消費税額等」に１円未満の端数が生じる場合には、一のインボイスにつき、税率ごとに１回の端数処理を行います【例①】。

※　端数処理は、「切上げ」、「切捨て」、「四捨五入」など任意の方法で行うこととなります。

※　例えば、一のインボイスに記載されている個々の商品ごとに消費税額等を計算し、端数処理を行い、その合計額を「税率ごとに区分した消費税額等」として記載することは認められません【例②】。

【例①：**認められる**例】

請求書

○○㈱ 御中　　○年11月30日
㈱△△

請求金額（税込）60,197円　　（T123…）

※は軽減税率対象

取引年月日	品名	数量	単価	税抜金額	消費税額
11/2	トマト　※	83	167	13,861	－
11/2	ピーマン ※	197	67	13,199	－
11/15	花	57	77	4,389	－
11/15	肥料	57	417	23,769	－
８%対象計				27,060	2,164
10%対象計				28,158	2,815

端数処理

《計算例》
- 税率ごとに、個々の商品に係る「税抜金額」を合計
  → ８%対象：27,060円（税抜き）
  10%対象：28,158円（税抜き）
- それぞれ、消費税額を計算（税率ごとに端数処理１回ずつ）
  → ８%対象：27,060×８／100＝2,164.8→2,164円
  10%対象：28,158×10／100＝2,815.8→2,815円

⇒　インボイスの記載事項として**認められる**。

【例②：**認められない**例】

請求書

○○㈱ 御中　　○年11月30日
㈱△△

請求金額（税込）60,195円　　（T123…）

※は軽減税率対象

取引年月日	品名	数量	単価	税抜金額	消費税額
11/2	トマト　※	83	167	13,861	1,108
11/2	ピーマン ※	197	67	13,199	1,055
11/15	花	57	77	4,389	438
11/15	肥料	57	417	23,769	2,376
８%対象計				27,060	2,163
10%対象計				28,158	2,814

行ごとに端数処理

合算

《計算例》
- 個々の商品ごとに消費税額を計算（その都度端数処理）
- 計算した消費税額を、税率ごとに合計

⇒　個々の商品の数だけ端数処理を行うこととなり、インボイスの記載事項としては**認められない**。

※　個々の商品ごとの消費税額を参考として記載することは、差し支えありません。

○　対応書類別の具体例と端数処理①

ケース1　各納品書をインボイスとする場合

インボイスに記載された消費税額は、納品書A：9円＋納品書B：9円＝**18円**

インボイス	保存義務
○	買手：○ 売手：○

納品書

○株式会社　御中　　**RO. 7. 5**　No.A

品名	税抜金額	税率	消費税額	税込金額
かんづめa1※	35			
かんづめa2※	35			
発泡酒	46			
8%対象合計	**70**	**8%**	**5**	75
10%対象合計	**46**	**10%**	**4**	50

1インボイスにつき、
税率ごと端数処理1回

登録番号：T1234…

※は軽減税率対象品目　　**■株式会社**

インボイス	保存義務
○	買手：○ 売手：○

納品書

○株式会社　御中　　**RO. 7. 20**　No.B

品名	税抜金額	税率	消費税額	税込金額
かんづめb1※	35			
かんづめb2※	35			
発泡酒	46			
8%対象合計	**70**	**8%**	**5**	75
10%対象合計	**46**	**10%**	**4**	50

1インボイスにつき、
税率ごと端数処理1回

登録番号：T1234…

※は軽減税率対象品目　　**■株式会社**

インボイス	保存義務
×	買手：× 売手：×

請求書

○株式会社　御中　　RO. 7. 31

今月分の請求になります。
ご確認の上、当社指定口座に8/20までにお振り込みください。

請求金額　：　250　（税込金額）

■株式会社

ケース2　月次請求書をインボイスとするケース

インボイスに記載された消費税額は、請求書：**20円**

インボイス	保存義務
×	買手：× 売手：×

納品書

○株式会社　御中　　RO. 7. 5　No.A

品名	税抜金額
かんづめa1	35
かんづめa2	35
発泡酒	46
合計	116

■株式会社

インボイス	保存義務
×	買手：× 売手：×

納品書

○株式会社　御中　　RO. 7. 20　No.B

品名	税抜金額
かんづめa1	35
かんづめa2	35
発泡酒	46
合計	116

■株式会社

インボイス	保存義務
○	買手：○ 売手：○

請求書

○株式会社　御中　　RO. 7. 31

（納品日）	（品名）	（税抜金額）
7月5日	**かんづめa1※**	35
⋮	⋮	⋮

1インボイスにつき、
税率ごと端数処理1回

	税抜金額	税率	消費税額	税込金額
8%対象合計	**140**	**8%**	**11**	151
10%対象合計	**92**	**10%**	**9**	101
			請求金額	252

登録番号：T1234…

※は軽減税率対象品目　　**■株式会社**

（注）各書類中、**太文字（ゴシック体）**がインボイス「記載事項」を示す。

○　対応書類別の具体例と端数処理②

ケース3　相互の書類を一体としてインボイスとする場合

①納品書毎に端数処理する

インボイスに記載された消費税額は、納品書A：9円＋納品書B：9円＝**18円**

インボイス	保存義務
○(※)	買手：○ 売手：○

納品書

○株式会社　御中　　RO．7．5　No.A

品名	税抜金額
かんづめa1※	35
かんづめa2※	35
発泡酒	46
8%対象合計	**70**
10%対象合計	**46**

税率	消費税額	税込金額
8%	**5**	75
10%	**4**	50

1インボイスにつき、
税率ごと端数処理1回

※は軽減税率対象品目　　■株式会社

インボイス	保存義務
○(※)	買手：○ 売手：○

納品書

○株式会社　御中　　RO．7．20　No.B

品名	税抜金額
かんづめb1※	35
かんづめb2※	35
発泡酒	46
8%対象合計	**70**
10%対象合計	**46**

税率	消費税額	税込金額
8%	**5**	75
10%	**4**	50

1インボイスにつき、
税率ごと端数処理1回

※は軽減税率対象品目　　■株式会社

インボイス	保存義務
○(※)	買手：○ 売手：○

請求書

○株式会社　御中　　RO．7．31

今月分の請求になります。
ご確認の上、当社指定口座に8/20までにお振り込みください。

請求金額	：	250	（税込金額）

（内訳）納品書No.A、納品書No.B

登録番号：T1234…
■株式会社

②月次請求書でまとめて端数処理する

インボイスに記載された消費税額は、請求書：**20円**

インボイス	保存義務
○(※)	買手：○ 売手：○

納品書

○株式会社　御中　　RO．7．5　No.A

品名	税抜金額
かんづめa1※	35
かんづめa2※	35
発泡酒	46
合計	116

※は軽減税率対象品目　　■株式会社

インボイス	保存義務
○(※)	買手：○ 売手：○

納品書

○株式会社　御中　　RO．7．20　No.B

品名	税抜金額
かんづめb1※	35
かんづめb2※	35
発泡酒	46
合計	116

※は軽減税率対象品目　　■株式会社

インボイス	保存義務
○(※)	買手：○ 売手：○

請求書

○株式会社　御中　　RO．7．31

今月分の請求になります。
ご確認の上、当社指定口座に8/20までにお振り込みください。

請求金額	：	252	（税込金額）

	税抜金額	税率	消費税額	税込金額
8%対象合計	**140**	**8%**	**11**	151
10%対象合計	**92**	**10%**	**9**	101

（内訳）納品書No.A、納品書No.B

登録番号：T1234…
■株式会社

1インボイスにつき、
税率ごと端数処理1回

※ 納品書と請求書に別々に記載された「記載事項」を合わせて「インボイス」とする
（注）各書類中、**太文字（ゴシック体）**がインボイス「記載事項」を示す。

○　税抜・税込が混在する場合の端数処理

（インボイスＱ＆Ａ問50）
※参考

（税抜価額と税込価額が混在する場合）

○　一のインボイスにおいて、税抜価額を記載した商品と税込価額を記載した商品が混在するような場合、いずれかに統一して「課税資産の譲渡等の税抜価額又は税込価額を税率ごとに区分して合計した額」を記載するとともに、これに基づいて「税率ごとに区分した消費税額等」を算出して記載する必要があります。

○　なお、税抜価額又は税込価額のいずれかに統一して「課税資産の譲渡等の税抜価額又は税込価額を税率ごとに区分して合計した額」を記載する際における１円未満の端数処理については、「税率ごとに区分した消費税額等」を算出する際の端数処理ではありませんので、この場合にどのように端数処理を行うかについては、事業者の任意となります。

※　たばこなど、法令・条例の規定により「税込みの小売定価」が定められている商品や再販売価格維持制度の対象となる商品と、税抜価額で記載するその他の商品を合わせて一のインボイスに記載する場合については、「税込みの小売定価」を税抜化せず、「税込みの小売定価」を合計した金額及び「税率の異なるごとの税抜価額」を合計した金額を表示し、それぞれを基礎として消費税額等を算出し、算出したそれぞれの金額について端数処理して記載することとしても差し支えありません。

○　税抜・税込が混在する場合の端数処理（具体例）

①　税込化するパターン（税込価額に端数なし）

①　100円（税抜）
②　100円（税込）

合計　208円（内税15円）
〔or 16円 〕

【税込化して合計】
①：100円×1.08＝108円
①＋②＝208円（税込）

【消費税額】
208×8/108＝15.40…
⇒15円 or 16円

②　税込化するパターン（税込価額に端数あり）

①　116円（税抜）
②　100円（税込）

合計　225円（内税16円）
〔 or 226円　　or 17円 〕

【税込化して合計】
①：116円×1.08＝125.28
①＋②＝225.28円（税込）

【消費税額】
A　225.28×8/108＝16.68…
⇒16円 or 17円 ☆

★
B　225×8/108＝16.66…
OR
226×8/108＝16.74…
⇒16円 or 17円 ☆

いずれかの方法で計算する

③　税抜化するパターン

①　100円（税抜）
②　100円（税込）

小計　192円　消費税　15円
〔or 193円　　or 16円〕
合計　207円〔or 208円 or 209円〕

【税抜化して合計】
②：100円×100/108＝92.59…円
①＋②＝192.59…円（税抜）

【消費税額】
A　192.59…×8/100＝15.40…
⇒15円 or 16円 ☆

★
B　192×8/100＝15.36
OR
193×8/100＝15.44
⇒15円 or 16円 ☆

いずれかの方法で計算する

★での端数処理は「対価の額（税込・税抜）」の計算（＝**値決め**）であり、消費税法上の「端数処理」ではない。

☆の段階で**「端数処理」**１回。
※インボイスに記載すべき消費税額等の計算（『税抜価額×10/100（8/100）』・『税込価額×10/110（8/108）』）において１円未満の端数が生じた場合、「端数処理」を行う。

○　写しの保存（よくある質問）

（インボイスＱ＆Ａ問68）

（インボイス等の写しの範囲）

【問】　インボイス発行事業者は、交付したインボイスの写しの保存が義務付けられるとのことですが、「交付したインボイスの写し」とは、交付した書類を複写したものでなければならないのですか。

【答】　「交付したインボイスの写し」とは、交付した書類そのものを複写したものに限らず、そのインボイスの記載事項が確認できる程度の記載がされているものもこれに含まれますので、例えば、簡易インボイスに係るレジのジャーナル、複数のインボイスの記載事項に係る一覧表や明細表などの保存があれば足りることとなります。
※　自己が一貫して電子計算機を使用して作成したインボイスについては、その写しを電磁的記録により保存することも認められます。

（インボイスＱ＆Ａ問69）

（インボイスの写しの保存期間等）

【問】　交付したインボイスの写しや提供したインボイスに係る電磁的記録については、何年間保存が必要ですか。

【答】　インボイスの写しや電磁的記録については、交付した日又は提供した日の属する課税期間の末日の翌日から２月を経過した日から７年間、納税地又はその取引に係る事務所、事業所その他これらに準ずるものの所在地に保存しなければなりません。
（参考）　仕入税額控除の要件として保存すべき請求書等についても、同様です。

インボイス制度に関するお問合せ先　＜パンフレットP23＞

インボイス制度に関するお問い合わせ先

○　税務相談チャットボット（インボイス制度）
　ご質問内容をメニューから選択するか、文字で入力いただくと、
AI（人工知能）を活用して、「税務職員ふたば」が自動でお答えします。
　上記「インボイス制度特設サイト」からもご利用いただけます。

○　軽減・インボイスコールセンター（消費税軽減税率・インボイス制度電話相談センター）
　　専用ダイヤル　0120-205-553（無料）　　【受付時間】９：00～17：00（土日祝除く。）
　インボイス制度及び軽減税率制度に関する一般的なご質問を受け付けています。

※　個別相談（関係書類等により具体的な事実等を確認する必要のある相談）を希望される方は、所轄の税務署への電話（音声ガイダンスに沿って「２」を押してください。）により、面接日時等をご予約いただくようお願いします。

○　インボイス制度についてさらに詳しくお知りになりたい方は、国税庁ＨＰの「インボイス制度特設サイト」をご覧ください（インボイス制度に関する取扱通達やQ＆Aなどを掲載しています。）。

インボイス制度特設サイトへ

※　インボイスQ&A…「消費税の仕入税額控除制度における適格請求書等保存方式に関するQ&A（平成30年６月）（令和４年11月改訂）」